

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託企画提案募集要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業の実施にあたり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者には業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託

3 委託期間

契約日から令和7年3月14日まで

4 契約限度額

6,000千円（消費税及び地方消費税を含む）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1「過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる条件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下コンソーシアムという。）。

- (1) 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模事業者の基準を超える規模の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。
- (7) コンソーシアムの場合は、構成員のすべてが上記(2)から(6)までの項目を満たしていること。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、提出された企画書により、別に定める評価基準に基づき、過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託先選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

令和6年5月10日(金)	公告
令和6年5月20日(月)	参加表明書及び企画提案書の提出期限
令和6年5月21日(火)	辞退届の提出期限
令和6年5月22日(水)	書面審査
令和6年5月24日(金)	選定結果の通知

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書(様式1)及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書(様式2)並びに付属書類を令和6年5月20日(月)午後1時まで提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届(様式4)を令和6年5月21日(火)午後1時まで提出すること。

ア 提出方法 電子メールによる。

イ 提出先 chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(3) 質問の受付

公募企画提案に関する質問は令和6年5月10日(金)から令和6年5月15日(水)午後1時まで、任意の形式により電子メールで提出すること。

質問の回答は、令和6年5月16日(木)に電子メールにて行う。

ア 提出先 chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

(ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解したうえで、補足資料を参考に作成すること。

(イ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成は任意とする。日本工業規格A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で8ページ以内とすること。

(イ) 留意事項等

a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。

b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。

c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。

d 提出された企画提案書は返却しない。

また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。

(ウ) その他

企画提案書作成及び提出に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

(5) 提案書の提出方法等

ア 提出書類

企画提案書の提出書（様式5）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式5-1）、見積書（任意様式）

※コンソーシアムの場合、コンソーシアム協定書（様式3-2）も必要

(ア) 見積書作成上の注意

提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の項目ごとに示すこと。

(イ) 業務実績表作成上の注意

過去5年以内に県若しくは県が出資する法人等から受託した主な業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。

イ 提出方法

電子メールによる。提出するファイルの形式はPDFとする。

ウ 提出期限 令和6年5月20日（月）午後1時まで（必着）

ただし、コンソーシアム協定書（様式3-2）は、委託契約締結までに提出すること。

エ 提出先

chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

9 審査

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託先選定委員会が審査する。

10 選定方法

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託企画提案の評価基準（別紙2）による。

11 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、直接面会による。

12 その他

(1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

- (2) 契約保証金は免除する。
- (3) 契約の締結は契約書による。
- (4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、静岡県に帰属する。
- (5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

13 問合せ先

静岡県経営管理部地域振興課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁東館6階

電話：054-221-2056

FAX：054-271-5494

E-mail：chiiki-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託仕様書

1 目的

担い手不足が深刻化する過疎地域において、市町の過疎対策における技術活用を支援するため、地域防災・安全対策の分野でドローンを活用できる人材を育成する。

2 事業概要

上記目的を達成するため、県内過疎地域において、消防団員をはじめ地域の防災・安全対策に携わる人材を対象とし、ドローンを活用するための人材育成事業を実施する。

3 業務内容

- ・下表の人材育成事業を実施すること。なお、実施に必要な施設、設備、備品等は受託者が用意すること。
- ・海水浴場の安全監視について、OJTは7月中旬からの海水浴場開設期間に実施するため、ドローンスクールは7月上旬までに実施すること

区分	項目	内容
海水浴場の安全監視	ドローンスクール	○場所：賀茂地域内 ○対象：海水浴場の安全監視に係る地域人材(2～4人) ○時期：契約後～7月上旬 ○内容 ・二等無人航空機操縦士の資格が取得できる内容でドローンスクールを開講 ・OJTに向けた実地訓練の実施
	OJT	○場所：下田市（白浜大浜海水浴場） ○時期：7月～8月（日数は提案項目とするため指定しない） ○内容 海水浴場開設期間中にドローンを活用し、ライフセーバーと連携した安全監視の実地訓練を実施
地域防災	地域防災講座	○場所：賀茂地域内 ○対象：消防団や自治会役員等の地域防災人材(20人程度) ○時期：9月～2月 ○内容 防災・安全対策におけるドローン等技術活用に関する有効性などに関する講座の実施
	ドローンスクール	○場所：賀茂地域内 ○対象：消防団や自治会役員等の地域防災人材(2～4人) ○時期：9月～2月 ○内容 二等無人航空機操縦士の資格が取得できる内容でドローンスクールを開講

※ドローンスクールの対象は、海水浴場の安全監視と地域防災の両方で6名を想定

4 権利の帰属

著作権の帰属及び本業務成果物の使用については、受託者と静岡県が協議の上、決定するものとする。

5 その他

- (1) 委託業務の遂行にあたり、受託者は委託者と常に密接な連絡をとり、その指示及び承認を受けること。
- (2) 受託者は本業務を履行する上で、著作権、肖像権及び個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- (3) 本業務を執行する上で関連して必要となる本仕様書に記載されていない事項は、委託者及び受託者の協議により決定する。

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託
企画提案の評価基準

プロポーザル審査は、企画提案書及び見積書等の関係書類について、以下の評価基準に基づき実施する。

評価項目	評価基準
総合的な 企画力 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の趣旨を十分に理解した企画提案となっているか ・ 目的及び仕様書に合致した企画提案となっているか ・ 育成した人材が地域防災・安全対策で活躍できるような企画提案となっているか
社会的取組 の実施状況 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙2別添の社会的取組を実施しているか
準備状況 (10点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 7月上旬までに海水浴場の安全監視に係るドローンスクールを実施するための施設、設備、備品等の準備が滞りなく実施できる状況になっているか
ドローンス クール (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 二等無人航空機操縦士の資格が取得できる内容となっているか
海水浴場の 安全監視 (15点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実地訓練の内容、期間等は妥当か ・ OJTの内容や期間等は妥当か ・ 社会実装に向けた工夫がされているか
地域防災 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体との連携体制ができているか ・ 講座の内容は、地域の防災人材に技術活用の有効性を理解してもらえる内容となっているか
見積り の妥当性 (5点)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要な経費が過不足なく計上できているか

「事業者を守り育てる静岡県公契約条例」第3条第4項で「公契約は、契約の目的及び内容に応じて、事業者が行う同項各号に掲げる事項が勘案されたものでなければならない。」とされ、県は契約の相手方の選定に当たり、「技術力」や「企画力」に加え、「社会的取組」等を積極的に評価することとしています。
 この評価の対象となる「社会的取組」例を一覧として取りまとめたので、契約の相手方選定の際に御活用ください。一覧に記載のない取組についても、契約の目的・内容に沿った取組であり、公契約条例の基本理念に基づいた取組であれば、加点評価の対象となりますので、積極的に評価を行い、公契約を総合的に優れた内容とする取組をお願いします。

条例第3条第4項各号による区分	評価制度の名称	制度の概要	制度を掲載しているHPのURL	事業者一覧の格納場所	部局名	評価制度所管所属名
第1号 多様な人材が活躍する社会の実現	男女共同参画社会づくり宣言推進事業	女性の参画拡大やワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に取り組む事業所・団体等の「宣言」を県に登録するもの。	https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/sengen/index.html#list	左記HP	くらし・環境部	男女共同参画課
	男女共同参画社会づくりに関する知事褒賞	男女共同参画の推進に関する取組を積極的に行っている個人・団体、事業所の功績を称え、知事褒賞を授与するもの。	https://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-150/menu08.html	左記HP	くらし・環境部	男女共同参画課
	ふじのくに女性活躍応援会議	職業生活において、女性が個性と能力を十分に発揮し活躍できる社会の実現を支援するための、官民一体のネットワーク型組織。	http://www.azarea-navi.jp/joseikatsuyaku/	左記HP	くらし・環境部	男女共同参画課
	えるぼし認定	行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により、厚生労働大臣が認定する制度。	https://jsite.mhlw.go.jp/shizuoka-roudoukyoku/roudoukyoku/kintou/_120525.html	(全国) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisak	厚生労働省	会計支援課
第2号 障がい者その他の就業を支援する必要がある方の雇用促進	障害者雇用企業に対する優遇制度	障害者雇用の促進を図ることを目的に、障害のある人の雇用に積極的に取り組む事業所に対して、県の行う入札・随意契約等において優遇する制度。	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/syougail/yuguseido.html	左記HP	経済産業部	労働雇用政策課
	障害者就労応援団	障害者雇用の促進を図ることを目的に、障害のある人の雇用に積極的に取り組む事業所を「静岡県障害者就労応援団」として登録し、雇用を検討する事業所等への助言や障害者の職場実習の受入れ等を行っていただく制度。	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/syougail/shougaishashuououendan.html	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-220/syougail/shougaisyasuruououendan.html	経済産業部	労働雇用政策課
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主を、保護観察所に登録する制度である。	https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo02_00030.html	登録事業者については、利用の都度、くらし交通安全課に照会してください。	法務省	くらし交通安全課
第3号 柔軟な働き方ができる職場環境づくり 働く人の健康づくり	ふじのくに家庭教育応援企業登録	県が月に一度設けるよう呼びかけている「家庭の日」を設定し、「ふじのくに家庭教育応援企業宣言」として、家族がコミュニケーションを深めることを推進する取組を宣言した企業を登録する。	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/tunagaru/company/index.html	(家庭教育支援情報サイト「つながるネット」) http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/ku/116/	教育委員会	社会教育課
	ふじのくに家庭教育支援推進企業教育長表彰	「ふじのくに家庭教育応援企業宣言」を行った企業のうち他の事業者の模範となる企業を表彰する。	http://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-080/tunagaru/company/hyoushou.html	(家庭教育支援情報サイト「つながるネット」) http://www2.pref.shizuoka.jp/all/jisedaikuei.nsf/web01?OpenView&Stated=1	教育委員会	社会教育課
	静岡県次世代育成支援企業(このとりカンパニー)認証制度	仕事と子育ての両立を図るための職場環境づくりや男女共同参画社会づくり等に積極的に取り組んでいる企業を評価するもの。	http://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-130/jisedai-kigyou.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kos	健康福祉部	こども未来課
	くるみん認定	雇用環境の整備について行動計画を策定する等の要件を満たした企業を「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度。	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakuunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kos	厚生労働省	会計支援課
健康経営優良法人認定制度	健康経営優良法人認定制度とは、地域の健康課題に即した取組や日本健康会議が進める健康増進の取組をもとに、特に優良な健康経営を実践している大企業や中小企業等の法人を顕彰する制度。	https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html	左記HP	経済産業省	健康増進課	
第4号 環境に配慮した事業活動	しずおか未来の森サポーター制度	企業の社会貢献(CSR)の一環として、森づくり活動を希望する企業を積極的に支援するための制度。	http://www.pref.shizuoka.jp/kankyou/ka-080/mori/kigyou.html	左記HP	くらし・環境部	環境ふれあい課
	エコアクション21	事業者が環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、効果を取りまとめ、評価し、報告するための認証・登録制度。			くらし・環境部	環境政策課
	ISOマネジメントシステム規格	組織の品質活動や環境活動を管理するための仕組みについて制定された規格。(代表的なものとしては、ISO 9001や、ISO 14001)				会計支援課
第5号 持続可能で活力ある社会の実現	一社一村しずおか運動	農山村と企業がそれぞれの資源、人材、ネットワーク等を生かし、地域活性化に向けて継続して行われる見込みのある活動を認定するもの。	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-460/issyaissan/index.html	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-	経済産業部	農地保全課
	ふじのくに福産品等SDGsパートナー認定制度	障害福祉サービス事業所で働く人の工賃向上を目的として、民間企業等による継続的な「ふじのくに福産品」の購入等を後押しするため、年間30万円以上の福産品の購入や役務の発注をした企業等を認定する制度	https://www.fukusanpin-partner.com/	https://www.pref.shizuoka.jp/sangyoshigo/to/shuroshien/shuroshien/1040127/1002999/1056217.html	健康福祉部	障害者政策課
第6号 その他社会的な価値の創出	静岡県地域防災活動知事褒賞	県内において地域防災活動に顕著な功績があり、今後もその活動が期待できる個人及び団体に対し、表彰を実施。	http://www.pref.shizuoka.jp/bousai/tizihousyou.html	左記HP	危機管理部	危機情報課
	防災まちづくり大賞	地域に根ざした団体・組織等、多様な主体における防災に関する優れた取組、工夫・アイデア等、防災・減災や住宅防火に関する幅広い視点からの効果的な取組等の表彰を実施。	https://www.fdma.go.jp/mission/bousai/ikusei/ikusei002.html	左記HP	総務省消防庁	危機情報課
	献血推進協力者等知事褒賞	献血の推進に積極的に協力し、または貢献した者(個人、団体)に対して、知事の褒賞を贈呈し、もって献血の推進を図る制度。			健康福祉部	薬事課
	薬物乱用防止功労者知事褒賞	薬物乱用防止に功労のあった者(個人、団体)に対して、知事の褒賞を贈呈し、もって薬物乱用防止の推進を図る制度。			健康福祉部	薬事課
	静岡県くらし・環境部優良建築・設備工事等表彰	静岡県くらし・環境部が所管する公営住宅工事において卓越した技術等に基づき、優れた成績を修めた工事、若しくは技術者を表彰するもの。			くらし・環境部	公営住宅課
	静岡県交通基盤部等優良建設工事表彰	静岡県交通基盤部及び経済産業部が所管する建設工事等において卓越した技術等に基づき、優れた成績を修めた工事、若しくは技術者を表彰するもの。	https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-140/yuuryouhouyouhou.html	左記HP	交通基盤部	工事検査課
	静岡県交通基盤部等優良業務委託表彰	静岡県交通基盤部及び経済産業部が所管する建設関連業務委託において、優れた業務委託を履行した受託者を表彰するもの。			交通基盤部	工事検査課
静岡県企業局優良工事等表彰	静岡県企業局が発注した建設工事において卓越した技術等を発揮し優れた成績を修めた工事又は技術者を表彰するもの。			SDO全庁常用資料「管理所属別「工事検査課」-「入札・契約」-「公共	企業局	経営課
パートナーシップ構築宣言	サプライチェーン全体の共存共栄等の新たな連携や下請け中小企業振興法に基づく基準の遵守等に取り組む企業等の「宣言」を登録するもの。	https://www.biz-partnership.jp	左記HP		内閣府・中小企業庁	産業政策課

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業 業務委託企画提案募集 補足資料

静岡県経営管理部地域振興課

■ 企画提案書の作成について

- ・ 企画提案書のページ数、記載いただきたい事項等の補足説明

■ 本事業の概要

- ・ 事業の背景、目的等の補足説明

企画提案書の作成について

1 企画提案書の分量について

- 表紙、目次、参考様式を除いてA 4サイズで8ページ以内としてください
- A 3サイズは2ページとして数えます

2 企画提案書の構成について

- 企画提案書には、仕様書の業務をどのように実施するかの提案を記載してください
- 内容は任意ですが、下表の項目が記載されていることが望ましいです。

区分	項目	説明
共通	実施体制	仕様書の業務の実施に当たっては、どのような組織（スタッフ）体制で、どのような施設・設備を使用するかを記載してください。
	連携・協力体制	上記の実施体制の中で、外部（市役所・町役場、自治会等）との連携・協力体制ができているものがあれば記載してください。 （例）地域防災講座については〇〇自治会と連携して開催できるよう調整済 （例）ドローンスクールは〇〇町の〇〇施設を借りれるよう調整済
	工程	業務実施の工程（準備も含め）を記載してください。（大まかにでかまいません）
海水浴場の安全監視	ドローンスクール	スクールのカリキュラム及び会場、使用する機材、資格取得に必要な受講者の自己負担額について記載してください。
	OJT	スクール受講者が夏期にドローンを活用して安全監視が実施できるようになるためのOJTのカリキュラム、実施日数、講師役のスタッフ配置等を記載してください。
地域防災	地域防災講座	30分程度の講座として、講義内容及び想定する講師を記載してください
	ドローンスクール	（海水浴場の安全監視のドローンスクールと同様）

本事業の概要

■背景

- 賀茂地域は、人口減少が長期にわたって続く過疎地域であり、地域の担い手不足が深刻化している
- 県では、過疎地域の担い手不足や地理的条件不利を克服するため、市町が実施する過疎対策においてAIやドローンなどの技術活用を推進している
- 令和4年度から地域防災・安全対策分野における実証実験等を行い、ドローンの有効性を検証してきた
- 業務の省力化、人材の多様化など、担い手不足の対策において、有効性が確認できたことから、今年度、社会実装に向けた人材育成を行う

■目的

- 海水浴場の安全監視業務に携わる人材の多様化や業務の省力化を図るため、ドローンを活用し、ライフセーバーと連携した安全監視業務が実施できる人材を育成する
- また、地域防災についても、ドローン活用を推進するため、地域の防災人材を対象にドローンの有効性を普及するとともに、ドローンを活用できる人材を育成する

様式1

静岡県過疎地域等政策支援員に係る業務委託企画提案参加表明書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記業務の企画提案書を提出します。

記

1 公告日 令和6年5月10日

2 業務名 過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託

担当者職・氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

(企業概要を添付のこと)

会社概要、定款等応募する団体又は企業の事業内容がわかるもの、直近の決算書を各1部添付のこと

誓 約 書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

印

下記の参加者資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者の基準を超える規模の法人であること。
- 2 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- 3 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- 4 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- 5 次のアからキのいずれにも該当しません。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に該当する団体(以下「暴力団」という。)
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者
 - ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- 6 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人ではありません。

※ コンソーシアムの場合は、構成員全員がそれぞれ作成
※ コンソーシアムの場合は、構成員全員で様式3も作成

様式3

委託業務コンソーシアム参加資格者誓約書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

コンソーシアムの名称

構成員	所在地	
(代表者)	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

構成員	所在地	
	商号又は名称	
	代表者職氏名	印

(以下、構成員列記)

このたび、過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託に係る企画提案に参加するため、委託業務コンソーシアムを結成しました。

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託について、契約書に定められた期間、別紙委任事項の権限を当コンソーシアム代表者に委任します。

使用印は別紙様式3-1のとおりです。

なお、業務受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務コンソーシアム協定書及び指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

様式3-1

委 任 事 項

- 1 過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託に関し、当コンソーシアムを代表して委託者である静岡県と折衝する権限
- 2 入札及び見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金及び前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式3-2 (例示)

コンソーシアム協定書

(目的)

第1条 本協定は、コンソーシアムを設立して、過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託（以下「本業務」という。）を効率的に営み、優れた成果を達成することを目的とする。

(名称)

第2条 本協定に基づき設立するコンソーシアムは、「〇〇〇〇コンソーシアム」（以下「本コンソーシアム」という。）と称する。

(定義)

第3条 コンソーシアムを構成する各メンバーを「参加事業者」と定義し、また、その中の代表者を「代表事業者」、そして代表事業者以外の事業者を「構成事業者」と定義する。

(参加事業者の住所及び名称)

第4条 本コンソーシアムの参加事業者は、次のとおりとする。

(1) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(2) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(3) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(4) 〇〇県(都道府)〇〇市〇〇町〇〇

〇〇〇〇

(幹事企業及び代表事業者)

第5条 本コンソーシアムの幹事企業は〇〇〇〇とする。

2 本コンソーシアムの幹事企業を本コンソーシアムの代表事業者とする。

(代表事業者の権限)

第6条 本コンソーシアムの代表事業者は、本業務の執行に関し、本コンソーシアムを代表して発注者と折衝する権限並びに本コンソーシアムの名義をもって委託料の請求、受領

及び本コンソーシアムに属する財産を管理する権限を有するものとする。

(参加事業者の連帯責任)

第7条 本コンソーシアムは、それぞれの分担に係る進捗を図り、本業務の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

(分担受託額)

第8条 各参加事業者の業務の分担及び分担受託額は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更があったときは、それに応じて業務の分担及び分担受託額の変更があるものとする。

〇〇〇〇〇〇〇業務（代表事業者名）〇〇〇〇〇 円

〇〇〇〇〇〇〇業務（構成事業者名）〇〇〇〇〇 円

〇〇〇〇〇〇〇業務（構成事業者名）〇〇〇〇〇 円

〇〇〇〇〇〇〇業務（構成事業者名）〇〇〇〇〇 円

(運営委員会)

第9条 本コンソーシアムは、参加事業者全員をもって運営委員会を設け、本業務の運営にあたるものとする。

(業務処理責任者)

第10条 本業務の処理に関する業務処理責任者を本コンソーシアムの代表事業者とし、本業務に係わる指揮監督権を一任する。

(業務担当責任者及び業務従事者)

第11条 本コンソーシアムの代表事業者は、業務処理責任者の下で本業務に従事する業務担当責任者及び業務従事者を指名する。

(取引金融機関)

第12条 本コンソーシアムの取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、本コンソーシアムの代表事業者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(参加事業者の個別責任)

第13条 本コンソーシアムの参加事業者がその分担に係る本業務の執行に関し、当該参加事業者の責めに帰すべき事由により発注者又は第三者に損害を与えた場合は、当該参加事業者がこれを負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第14条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

(業務途中における参加事業者の脱退)

第15条 参加事業者は、本コンソーシアムが業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における参加事業者の破産又は解散に対する措置)

第16条 参加事業者のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、残存参加事業者が共同連帯して当該参加事業者の分担業務を完了するものとする。

(解散後のかし担保責任)

第17条 本コンソーシアムが解散した後においても、本業務につき瑕疵があったときは、各参加事業者は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(会計帳簿等の保存)

第18条 本業務に係る会計帳簿及び雇用関係書類等の関係書類は本業務が完了した日の属する年度の終了後5年間、〇〇〇〇(参加事業者名)が保存するものとする。

(新規雇用の取扱い)

第19条 本業務に係る本コンソーシアムの新規雇用は、〇〇〇〇(参加事業者名)において行うものとする。

(協定書に定めのない事項)

第20条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

(管轄裁判所)

第21条 本協定の紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

代表事業者〇〇〇〇外〇社は、上記のとおり本コンソーシアム協定を締結したので、その証として正本〇通及び副本1通を作成し、各参加事業者が記名押印の上、正本については参加事業者が各1通を保有し、副本については委託契約書に添えて発注者に提出する。

令和 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者

印

住 所
商号または名称
代 表 者

印

(以下構成員を列記)

様式4

過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託企画提案辞退届

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

名称

代表者職氏名

印

下記業務の企画提案について参加を表明しましたが、辞退いたします。

記

1 公告日 令和6年5月10日

2 業務名 過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託

担当者職・氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

様式5

企画提案書の提出書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏名 様

所在地

商号または名称

代表者職氏名

印

令和6年5月10日付けで公募のありました過疎地域における地域防災・安全対策人材育成事業業務委託に係る企画提案書を下記のとおりデータで提出します。

記

- 1 企画提案書
- 2 業務実績表
- 3 見積書

担当者職・氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

業 務 実 績 表

業務名	委託者名	契約金額 (単位:千円)	実施年度	業務概要

※過去5年以内の貴社における県又は県が出資する法人等の業務に係る実績を記入してください。

※記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

※コンソーシアムの場合は、受託者名を業務名称の下に（ ）内書きするか、構成員ごとに作成してください。